

オランダおよび欧州における
花きの育成者権（知的財産権）取得に伴う
ビジネスの現状および市場調査

2012年3月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
アムステルダム事務所
農林水産・食品部

【免責事項】

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付隨的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本報告書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。

本報告書には、ジェトロの公式見解ではなく外部委託先の論考、意見が含まれます。これらについてジェトロは一切の責任を負うものではありません。

目次

まえがき.....	1
第 1 章:はじめに.....	2
第 2 章:知的財産の登録.....	3
第 2.1 項:商標.....	3
第 2.2 項:特許.....	3
第 2.3 項:植物品種保護(PVP)	3
第 3 章:品種の登録.....	5
第 3.1 項:正式な条件.....	5
第 3.1.1 項:新規性.....	5
第 3.1.2 項:区別性.....	6
第 3.1.3 項:均一性.....	8
第 3.1.4 項:安定性.....	8
第 3.1.5 項:名称.....	8
第 3.2 項:出願先.....	9
第 3.3 項:出願できる個人・法人	9
第 3.4 項:PVP 出願書のチェック	12
第 3.5 項:技術的審査(DUS 評価)	13
第 3.5.1 項:DUS テストの実施場所.....	13
第 3.5.2 項:検査材料の DUS 要件	15
第 3.5.3 項:DUS の「One key, several doors 原則」.....	17
第 3.6 項:権原の付与.....	17
第 3.7 項:保護期間.....	18
第 3.8 項:不服申立.....	18
第 3.9 項:PVP 保護品種に関して制限される行為.....	18
第 4 章:PVP プロセスに関する情報.....	18
第 4.1 項:EU における出願手続きのフローチャート.....	19
第 4.2 項:出願の開始.....	20
第 4.3 項:DUS テスト要件	20
第 4.4 項:保護日	21
第 4.5 項:名称の詳細.....	21
第 4.6 項:料金.....	24
第 4.6.1 項:出願料.....	24
第 4.6.2 項:審査料.....	24
第 4.6.3 項:報告書取得料	25
第 4.6.4 項:年間登録料	25
第 4.7 項:PVP 延長手続き	25
第 4.8 項:不服申立の手数料とプロセス	26
第 4.9 項:CPVO からの情報	27
第 4.9.1 項:出願および PVP の付与に関する連絡.....	27
第 4.9.2 項:CPVO からの重要な注意事項	28
第 4.10 項:突然変異	29
第 4.11 項:日本とオランダの比較.....	29
第 4.12 項:米国における PVP	29
第 4.13 項:質問と事前注意.....	29
第 4.13.1 項:植物品種には特許は付与されないのか?	29
第 4.13.2 項:日本での最初の品種登録から 3 年後に提出された出願は承認されないのか?	30

第 5 章: 欧州における花き特許の実施許諾	32
第 5.1 項: 欧州代理店を通じた導入	32
第 5.1.1 項: 協力の開始	32
第 5.1.2 項: 品種の試験	33
第 5.1.3 項: 商業販売の開始	33
第 5.1.3.1 項: 無病の親株	33
第 5.1.3.2 項: 増殖	345
第 5.1.3.3 項: 販売	35
第 5.1.4 項: PVP 登録	35
第 5.1.5 項: ロイヤリティー報告書	35
第 5.1.6 項: ロイヤリティーの支払い	35
第 5.1.7 項: 注意点	37
第 5.2 項: 登録／ロイヤリティー代理店(RR 代理店)を通じた導入	37
第 5.3 項: 欧州の代理店	38
第 5.4 項: 新品種導入のフローチャート	39
第 5.5 項: 商業活動のフローチャート	41
第 5.6 項: ロイヤリティーの水準	44
第 5.7 項: 欧州への PVP 品種導入のための概念契約	44
第 5.8 項: 侵害	47
第 5.9 項: 注意点	47
第 5.10 項: 関連組織	48
第 6 章: 将来の展開のためのポイント	50
第 6.1 項: 品質管理システム	50
第 6.2 項: 欧州への日本品種の導入	51
第 7 章: 市場分析	53
第 7.1 項: 一般情報	53
第 7.2 項: 国別の輸出データ	54
第 7.3 項: Flora Holland での 2011 年せり取引データ	64
付録 I: PVP 出願書のサンプル	65
付録 II: PVP 出願手続き代理人届のサンプル	72
付録 III: PVP 名称届のサンプル	74
付録 IV: ナデシコの PVP 技術質問書のサンプル	75
付録 V: PVP 支払明細書のサンプル	82
付録 VI: 代理人契約書のサンプル	84
付録 VII: 試験契約書のサンプル	90
付録 VIII: ライセンス契約書のサンプル	98

オランダおよび欧州における花きの育成者権（知的財産権）取得に伴うビジネスの現状および市場調査

まえがき

国産花きの輸出については、低迷する国内需要を拡大し、国内の花き等園芸業界発展を目指し、平成19年度に設立された全国花き輸出拡大協議会を中心に輸出促進にむけた対策の検討をすすめている。

特に、日本全国には約1,000名の花きの個人育種家があり、これほど個人の生産農家が育種に取り組んでいる国は世界的に珍しいうえ、これがわが国の花き産業の大きな特徴である「多様性」に富み、「地域に適した品種群」を生む礎となっている。各育種家のレベルはさまざまであるが、研鑽を積むことにより海外の人々に受け入れられる品種になりうる遺伝資源や系統品種候補が、日本の個人育種家の系統、資源の中に埋もれており、近年ではこれらの有望な品種を買い付けに来日する海外バイヤーの事例も聞かれる。

しかし、高品質で多様な日本産花きは海外で一定の評価を得ているものの、輸出にあたっては、コスト高（生産、輸送等）や円高の影響を受け、現地で単価が高騰し日本産品の競争力低下の原因となってきた。さらに、現行の輸出促進では、育成者の権利を保護する措置が考慮されないまま輸出促進が推進されており、花き輸出の将来性を疑問視する声が聞かれていた。

そこで、海外バイヤーによる多様な我が国の種苗への関心の高まりに着目し、現物花きの輸出に加えて、海外への育成者権の付与に派生するビジネスの可能性について検討をすすめたところ、海外バイヤーのニーズのみならず生産育種農家側も育種資源の「知財ビジネス」に関心が高いことがわかり、双方のニーズが明らかとなった。

本調査においては、植物育成者権保護やロイヤリティ管理等の先進地域であるオランダに焦点をあて、当該地域における花きの育成者権保護の取り組み概要、関連法令、具体的な成功事例等について情報収集・整理を行った。本調査を通じて得られた情報が、今後のわが国の花きの知的財産権保護システムの構築や、花きの海外への育成者権利付与による「知財ビジネス」の可能性の拡大、ひいてはわが国の花き等園芸業界の発展の一助となることを目的とする。

本調査対象国をオランダとしている理由は、①欧州の中でも花き業界の中心はオランダであり、現物も情報も一番集まっていること、②知財管理を徹底する体質を有しているのはオランダであるため、同国を経由したビジネスが一番健全で継続的な輸出促進が期待できるためである。

UPOV条約の批准しているEU諸国は、基本的には同じ法令を順守しているが、ドイツ、フランス、イタリアなどの周辺諸国は零細生産者が多いため無断増殖の心配はぬぐい切れない。

第1章：はじめに

本報告書はジェトロ・アムステルダム事務所が Holland Web 社に委託し調査を実施した。本報告書は公開されている論文やインターネット上で一般に入手可能な説明、データ、詳細や、聞き取り調査で得られた情報などが含まれている。可能な場合には言及しているデータの出典を明示しているが、それ以外の場合は、いくつかの情報源から得た情報を本報告書のために整理したものである。

本報告書の目的は、日本の育種家が欧州の観賞植物市場に進出するための基本的な手引き／ハンドブックを示すことであり、日本の育種家が専門的に欧州市場に参入するにはどうすればよいかを説明したい。

まず、植物育成者権保護に関する法律の法的側面を取り上げた後、ビジネスのやり方や市場分析について記述している。本ハンドブックを見れば、日本の PVP 品種や観賞用品種の所有者は欧州にどのように進出すればよいかわかるであろう。観賞用品種ならびにその特性や具体的要件がきわめて多様であるため、プロセスについてのガイドラインにとどめている。

なお、この調査の実施に当たっては、Holland Web 社に調査業務を委託したため、調査会社の論考が含まれており、必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の公式見解を示すものではない。

第 2 章：知的財産の登録

花き園芸における知的財産（IP）の正式登録には 3 つの重要な種類がある。第 2.1 項でその 3 種類すべてについて紹介し、それ以降の各項では植物品種保護（PVP）について説明する。

第 2.1 項：商標

EU における商品名の商標登録は、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）で行われる（<http://oami.europa.eu> または <http://www.wipo.int> を参照）。商標使用を一定の事業領域に限定するため、商標登録は分類別に構成されている（いわゆるニース分類）。植物品種の商標は、第 31 類「穀物ならびに農業、園芸および林業の生産物であって他の類に属しないもの；生きている動物；生鮮の果実及び野菜；種子；自然の植物および花；飼料；麦芽」で登録されるⁱ。

詳細は下記を参照のこと：

<http://www.wipo.int/classifications/nivilo/nice/index.htm?lang=EN>

バラ（庭園用バラおよび切り花用バラの両方）のような重要作物の商業販売では、PVP に加えて商標登録も行うのがほぼ標準になっている。商標は無期限で保護されうるため、欧州市場に新品種を導入するにあたって保護および使用が可能な名称を見つけるのは困難になりつつある。

商業化の段階になって商標所有者から使用差し止めを請求されることのないよう、希望の商品名が商標登録されていないことを確認しておくことが重要である

（<http://www.wipo.int/romarin/searchAction.do>）。

第 2.2 項：特許

技術的方法は特許の対象となりうる。こうした特許取得済みの方法が遺伝子組換え生物（GMO）など植物の改良／変更に使用されている場合、その植物も当該特許の対象となりうる。これは、化学薬品に対する特異的抵抗性が加えられた一部の作物（GMO）に言えることである。植物の特許取得はいくつかの野菜作物について行われており、花き園芸においてはあまり利用されたことはないが、将来は関連性が高まる可能性もある。ある企業が青色の花を咲かせる新たな方法（GMO）を開発して特許を取得した場合、この方法を使用して開発された品種もすべて特許対象となりうる。このケースでは、使用されるのは本質的に生物学的な方法ではなく実験方法であり、方法のみが特許対象となる。

特許と植物育成者権との違いは、「本質的に生物学的な方法」で開発された品種は植物育成者権によってのみ保護できるという基本的な考えに基づいているⁱⁱ。

植物の特許取得は今なお多くの注目を集めしており、植物の特許と育成者権との間の厳密な境界や限界を見いだすための訴訟も数件起こされている。

第 2.3 項：植物品種保護（PVP）

植物新品種保護国際同盟（UPOV）は植物の新品種の保護に関する国際条約（「UPOV 条約」）により設立された。UPOV 条約は、パリで開かれた外交会議で 1961 年 12 月 2 日に採択されたⁱⁱⁱ。

UPOV 条約は、イギリス、オランダ、ドイツの批准を受けて 1968 年 8 月 10 日に発効した。その後、植物育種の技術進歩や UPOV 条約の適用から得られた経験などを反映させるべく、1972 年 11 月 10 日、1978 年 10 月 23 日、1991 年 3 月 19 日に改正されている^{iv}。



UPOV のミッションステートメント :

社会にとっての利益となるよう植物新品種の開発を奨励することを目的として、植物品種の保護のための有効なシステムを提供し、促進する。

世界貿易機関（WTO）協定の中で、植物品種保護（PVP）の詳細は UPOV 条約により述べられている^v。UPOV 条約を加盟国の法律で施行する義務が WTO 協定の中で規定されている。WTO 協定に署名した国は、UPOV 条約の規定に従って PVP に関する法律を施行しなければならない。

1994 年まで、欧州連合（EU）の加盟国が個別に UPOV 条約に参加し、PVP の出願および登録のための国内機関を設けていた。

1995 年に EU が独立組織として 1991 年の UPOV 条約に調印し、共同体植物品種権に関する 1994 年 7 月 27 日理事会規則（EC）第 2100/94 号に定めるとおり法律の下で確認された同規則を実行するために共同体植物品種庁（CPVO）を設立した。2005 年から EU は UPOV に正式に加入している。CPVO による PVP の付与は、EU 加盟 27 カ国すべてで有効である。

日本は 1982 年に UPOV に加入し、条約の 1991 年法を 1998 年に批准している^{vi}。

PVP は、保護品種の植物素材の（違法）合法的繁殖を管理するために要求されるものである。現在、PVP は、欧州レベルで CPVO に申請できるほか、ほとんどの EU 諸国において国レベルでも求めることができる。

オランダでは、「Raad voor Plantenrassen」（<http://plantenrassen.rassenregister.com>）が国内ならびに EU レベルでの PVP の出願および登録に対応している。一部の育成者が今なおオランダの PVP を利用している主な理由は、低コストですむためである。

オランダの PVP 出願費用は、650 ユーロである。

オランダの PVP 登録は、継続のための年間登録料は不要である。

CPVO の出願費用は、900 ユーロ（2013 年 1 月から 650 ユーロに引き下げられる）。

CPVO では、PVP 登録の継続のために年間 300 ユーロが課される。

従って、繁殖および販売がオランダ国内に限られている製品については、オランダでの PVP 登録の方が魅力的であるかもしれない。ほとんどの球根育成者は、今なお保護のためにオランダでの PVP 登録を使用しているようである。PVP 出願のほとんどは CPVO で行われている。

第3章：品種の登録

本章では、PVP登録に関する正式な背景および手続きについて報告する。

第3.1項：正式な条件

欧州連合における共同体PVPの付与に適用する正式な条件が定められている。その基礎となっているのは、前述の1994年7月27日理事会規則(EC)第2100/94号である。PVPには次のような規則が適用する。

- すべての植物種属、とりわけ属もしくは種の間でのハイブリッドの品種は、共同体植物品種権の対象となりうる。
- この規則の目的上、「品種」とは次のような意味を持つものとみなされる。すなわち、すでに知られている最下位の植物学上の1の分類群に属する植物の集合であって、植物品種権の付与のための条件をすべて満たしているか否かを問わず、
 - 遺伝子型またはその組合せによって生ずる特性の表現によって特定することができ、
 - これらの特性のうち1以上の特性の表現により他のすべての植物の集合と区別することができ、かつ
 - 変化なく増殖させることができるとみなすことができるもの
- 植物の集合は、植物体全体、または植物体全体を生産することができる限りにおいて植物体の一部で構成され、以下、この両方を「品種構成要素」という。
- 特性の表現は、同種の品種構成要素の間で不変の場合もあれば変動する場合もあるが、ただし、変動のレベルも遺伝子型またはその組み合わせの結果であることが条件である。

PVP権は、下記に該当する品種について付与される。

- 新規性
- 区別性
- 均一性
- 安定性
- 名称

第3.1.1項：新規性

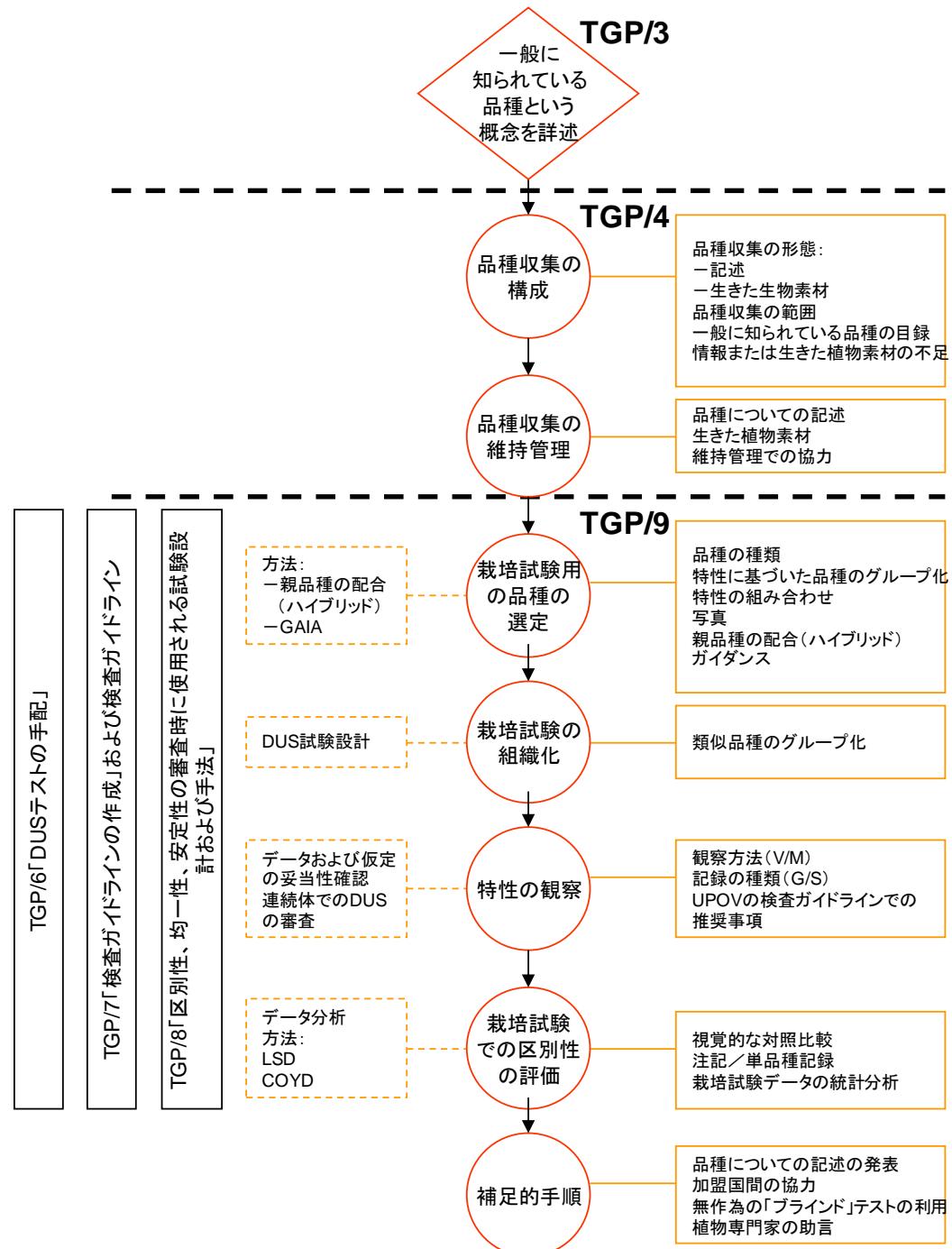
品種は、その構成要素または収穫物が次に掲げる時より前に育成者により、またはその同意を得て当該品種の利用を目的とした他の者への販売その他の譲渡がされていない場合は、新規性があるとみなされる。

- (a) 共同体の領域内においては、上記の日から1年遡った日
- (b) 共同体の領域外においては、上記の日から4年遡った日。ただし、樹木およびブドウについては、6年遡った日

第3.1.2項：区別性^{vii}

品種は、特定の遺伝子型またはその組合せによって生ずる特性の表現を参照することにより、出願時にその存在が一般に知られているすべての他の品種と明確に区別される場合は、区別性があるとみなされる。出願された品種の区別性を判定するプロセスは、下図のとおりである。

区別性に関するTGP文書の概観図



最も重要な特徴は、既存の植物や植物品種と出願された植物品種と間で違いが発見されることである。出願時に、この区別性の明確な定義および識別を行い、検査機関による独自の試験でその区別性を識別できるようにすることは、出願人に任せられている。

ⁱ OHIM; <http://oami.europa.eu/ec2/term/showClassHeadings>

ⁱⁱⁱ Peter VAN DER WEIJDEN; Hilverda Kooij; Interview

ⁱⁱⁱ COUNCIL REGULATION (EC) NO 2100/94 on Community plant variety rights 1994

^{iv} UPOV; <http://www.upov.int>

^v World Trade Organisation: <http://www.wto.org/>

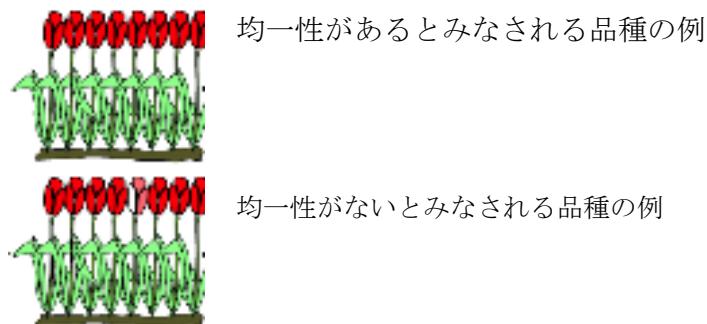
^{vi} MEMBERS OF THE INTERNATIONAL UNION FOR THE PROTECTION OF NEW VARIETIES
OF PLANTS; UPOV; status 2011.

^{vii} UPOV; Document TGP/9; Examining Distinctness; 2008

第 3.1.3 項：均一性^{viii}

品種は、その増殖の特殊性から予測できる変異を除くほか、区別性の審査に含められている特性の表現ならびにその品種についての記述に使用されるその他の特性が十分に均一である場合は、均一性があるとみなされる。植物が異型とみなされるのは、その増殖の特殊性を考慮に入れて、区別性の試験で使用された植物体の全部または一部の特性の表現がその品種と明確に区別されうる場合である。DUS テストで異型が発見された場合、その品種は均一性がないとみなされ、DUS テストに合格しない。

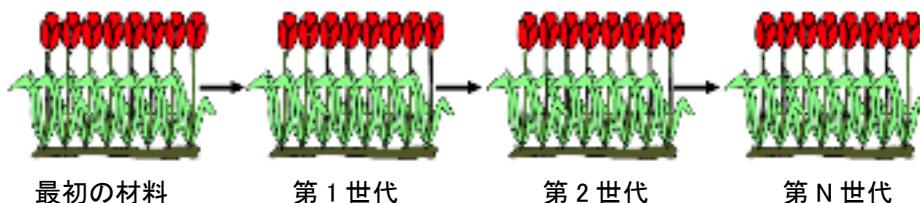
均一性の要件を下図のイラストに示す。



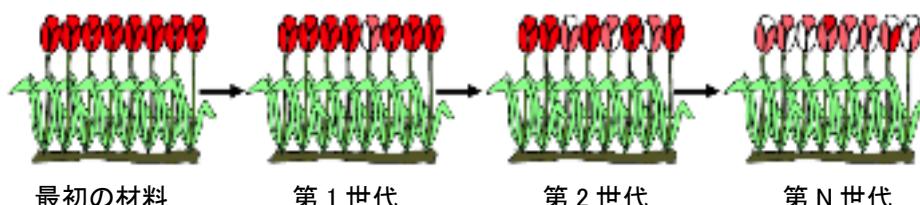
第 3.1.4 項：安定性^{ix}

品種は、繰り返し増殖した後に、または特別な増殖周期がある場合にあっては当該周期の終わりに、特性が変わらない場合は、安定性があるとみなされる。

安定性がある品種の例：



安定性がない品種の例：



第 3.1.5 項：名称

品種が PVP による保護を受けられるのは、当該品種の名称が CPVO により承認されている場合に限られる。一般に、提案される品種名称は、他と重複しておらず、なおかつ、わかりやすいものであるべきである。UPOV 規則に基づき、品種の名称は出願時に CPVO によるチェックを受ける。名称は、下記の要件を満たしていなければならない。

- 2文字以上であること。
- 音読可能であること。
- 名前的一部以外に番号がないこと (appolo13) 。
- 3単語以内であること（長すぎない）。
- 句読点が含まれていないこと。

次のいずれかに該当する場合は、品種名称の命名の障害事由となる。

- a. 共同体の領域内でのその使用が第三者の先取権により阻まれる場合。
- b. 一般的に認識や再現に関して使用者に困難をもたらしうる場合。
- c. 同一の種もしくはきわめて近い種の別の品種が認可品種表に登録されている品種名称または別の品種の材料が加盟国または植物新品種保護国際同盟加盟国において、発売されている品種名称と同一であるまたは混同されうる場合。ただし、かかる別の品種が、もはや存在しておらず、その名称が特別な重要性を得ていないときは、この限りでない。
- d. 商品販売に、一般的に使用されている、または他の法令により使用されない状態に維持しなければならない別の名称と同一である、または混同されうる場合。
- e. いずれかの加盟国において違反となるまたは公序良俗に反するおそれのある場合。
- f. 品種の特性、価値、もしくは識別、または育成者もしくは手続きの他の当事者の識別について誤認または混同を生じさせるおそれのある場合。

次のような場合も障害事由となる。

- a. いずれかの加盟国、または
- b. 植物新品種保護国際同盟加盟国、または
- c. 共通目録指令で定められているのと同等の原則に基づいて品種が評価されることが共同体の法律により定められている別の国において、

その品種が植物またはその素材の認可品種表にすでに掲載されており、その国において商業目的すでに売り出されており、なおかつ提案されている品種名称がその国において登録または使用されている名称と異なる場合（ただし、後者の名称がその国において前記の障害事由により障害の対象となっているときはこの限りでない）。

付録 II に、PVP の名称届のサンプルを示す。

第 3.2 項：出願先

植物品種保護の出願は、欧洲連合の 27 の公用語のいずれかの言語で CPVO に直接もしくは加盟国のいずれかの国内機関に提出することができ、かかる国内機関は CPVO に当該出願を送付するために必要な措置を講じる。

<http://www.cpvo.europa.eu/main/en/home/filing-an-application/online-forms>

出願時には、下記書類を提出しなければならない。

出願書（付録 I を参照）

出願手続き代理人届（付録 II を参照）。

名称届（付録 III を参照）

技術質問書（付録 IV を参照）

支払明細書

第 3.3 項：出願できる個人・法人

欧洲連合域内に本居または本社が所在する個人または会社。欧洲連合加盟国以外の国の個人または会社も、共同体域内に本居を有する代理人が指定されていれば出願可能である。つまり、日本の育成者が CPVO と連絡を取るために EU 域内に代理人または連絡先住所が必要である。

2010 年に CPVO が受領した出願件数は合計 2,885 件であった。

54%が観賞用品種

25%が農業用品種

14%が野菜品種

7%が果樹品種

2011 年の CPVO への PVP 出願総数は 3,184 件に増加しており^x、このうち 1,700 件が観賞用品種である^{xi}。

付録 I に、CPVO への PVP 登録出願書のサンプルを示す。

欧州では、PVP 登録の出願を自らで行う育成者／会社と PVP 登録の専門業者を使用する育成者／会社に分けられる。

日本の育成者は、CPVO への PVP 出願を自ら行うことはできないため、出願手続き代理人を指定しなければならない。出願手続き代理人は欧州に本居もしくは本社を置いている必要がある。PVP 出願に専門のロイヤリティー管理会社を使用する会社は、出願手続き代理人を指定しなければならない。そのための専用の様式が指定されている。

付録 III に、PVP の出願手続き代理人届のサンプルを示す。

育成者または育成者代理人として CPVO に登録された育成者／会社の一覧は、以下のとおりである。

代理人別の出願件数

代理人の名称	国	2010 年出願件数
Syngenta Crop Protection AG CH 102	スイス	102
Rijk Zwaan Zaadteelt en Zaadhandel BV	オランダ	89
Tobias Dümmen	ドイツ	71
RAGT 2n SAS	フランス	56
Limagrain Europe SA	フランス	55
Seminis Vegetable Seeds Inc.	米国	54
Pioneer Hi-Bred International Inc.	米国	53
Enza Zaden Beheer BV	オランダ	49
Anthura BV	オランダ	48
KWS Saat AG	ドイツ	44
Pioneer Overseas Corporation	米国	44
Nunhems BV	オランダ	43
Dekker Breeding BV	オランダ	43
Nils Klemm	ドイツ	40
Soltis SAS	フランス	38
Nickerson International Research SNC	フランス	36
Agro Selections Fruits SAS	フランス	35
Fides BV	オランダ	32
Terra Nova Nurseries Inc.	米国	30
Paraty BVBA	ベルギー	26
Poulsen Roser A/S	デンマーク	25
Testcentrum voor Siergewassen BV	オランダ	25
Meilland International SA	フランス	24
Euro Grass Breeding GmbH & Co. KG	ドイツ	24
Adrien Momont et Fils SARL	フランス	24
RijnPlant BV	オランダ	22
Vilmorin SA	フランス	22
Rosen Tantau KG	ドイツ	22
Maïsadour Semences SA	フランス	22
Piet Schreurs Holding BV	オランダ	21
Suntory Flowers Limited	日本	21
Bejo Zaden BV	オランダ	20
Goldsmith Seeds Europe BV	オランダ	19
Floréac NV	ベルギー	18
Euralis Semences SAS	フランス	18
Barberet & Blanc SA	スペイン	17
Florist de Kwakel BV	オランダ	16

Beekenkamp Plants BV	オランダ	16
Satter Roses Breeding BV	オランダ	16
Leonardus Arkesteijn	オランダ	15
Hilverda Kooij BV	オランダ	15
Herbalea GmbH	ドイツ	15
Interplant Roses BV	オランダ	15
PSB Producción Vegetal SL	スペイン	14
Serasem SNC	フランス	14
Jean-Pierre Darnaud	フランス	13
Esmerala Breeding BV	オランダ	13
Deliflor Royalties BV	オランダ	13
Vletter & Den Haan Beheer BV	オランダ	13
Deutsche Saatveredelung AG	ドイツ	13

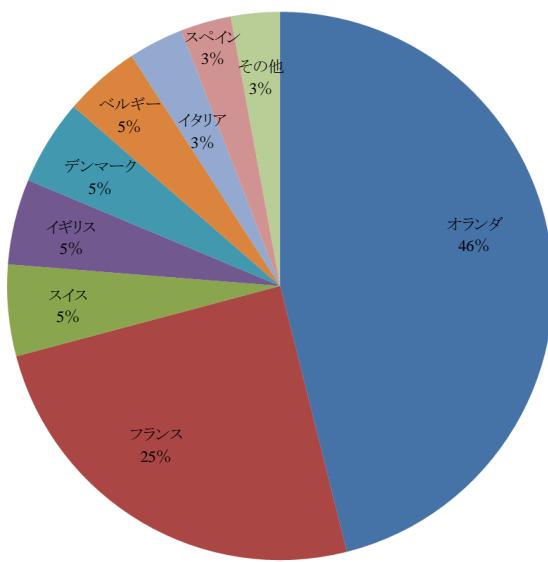
2010 年に育成者の代理として PVP 出願を提出した専門会社の一覧は、以下のとおりである。

組織別の出願件数

組織の名称	国	2010 年出願件数
Royalty Administration International CV	オランダ	264
Pioneer Hi-Bred SARL	フランス	87
Syngenta Seeds BV	オランダ	68
Hortis Holland BV	オランダ	64
Deutsche Saatgutgesellschaft mbH Berlin	ドイツ	63
Monsanto Holland BV	オランダ	54
Dominique Marc	フランス	46
Syngenta Seeds GmbH	ドイツ	45
GPL International A/S	デンマーク	35
Hans-Gerd Seifert	ドイツ	34
Plantipp. BV	オランダ	24
Moerheim New Plant BV	オランダ	22
Ronald Houtman Sortimentsadvies	オランダ	22
CNB (UA)	オランダ	16
Udo Schäfer	ドイツ	15

出願は世界中から行われている。2010年のCPVOへの出願の国籍別件数は下記のグラフのとおりである。

登録出願の国籍別内訳（上位10種）



国籍別の出願件数 (EUのみ)

国	件数
オランダ	22
フランス	496
スイス	108
イギリス	101
デンマーク	101
ベルギー	90
イタリア	65
スペイン	60
オーストリア	14
チェコ	13
ポーランド	
スウェーデン	
ハンガリー	6
アイルランド	3
ノルウェー	3
スロバキア	2
フィンランド	1
ポルトガル	1

国籍別の出願件数 (EU以外)

国	件数
米国	26
日本	52
オーストラリア	6
イスラエル	25
ニュージーランド	2
台湾	14
サウジアラビア	1
タイ	10
中国	9

第3.4項：PVP出願書のチェック

出願書が受領されると、不備がなく適格であるかをCPVOがチェックする。この段階で主にチェックされるのは、新規性と名称の2つである。新規性については、出願人から提出されたデータに基づいて、EUおよびそれ以外の地域における最初の販売日がチェックされる。名称については、その名称がCPVOで固有のものであることを証明するため、まず最新のCPVO品種登録簿のデータと照合される。

技術質問書(TQ)には、出願品種の詳細を記入しなければならない。このTQは出願品種の特性についての記述の基礎となる。こうした特性を検証することにより、当該品種にPVPを付与可能であるかどうかが判定される。

付録IVに、ナデシコの技術質問書のサンプルを示す。

この段階で障害事由が発見されなければ、CPVOは、提出された品種の技術的審査の手配を行う。出願料900ユーロ(2013年以降は650ユーロ)をCPVOが受領して初めて、出願の正式受理となる。

第 3.5 項：技術的審査（DUS 評価）

いわゆる DUS テストの目的は、区別性・均一性・安定性（DUS 要件）が満たされているかどうかを評価することである。

DUS テストの一般規則は UPOV 組織の UPOV テストプロトコルに記載されている。UPOV 規則に加え、最も一般的な植物属については、CPVO の使用する専用の検査ガイドラインが設けられる。出願品種が DUS 要件を満たしていると結論づけるためにチェックしなければならない、すべての詳細情報が明確に示されている。検査機関がそれ以外の詳細情報も使用できるようにするため、検査ガイドラインに掲載されているかどうかにかかわらず、明白な特性はいかなるものでも関連性ありとみなせる。

CPVO 自身が技術的審査を実施するわけではなく、CPVO 運営評議会が適格とみなした機関に委託される。審査は、CPVO 運営評議会の定めたガイドラインに従って実施されなければならない。前回の運営評議会でも、新たな加盟国のいくつかの審査機関が一定の植物種についての「適格」審査機関リストに追加された。

観賞植物については審査機関登録制度がないため、共同体による保護を受けるべく出願された観賞用品種の DUS 評価は、原則として CPVO により開始される。国内審査機関登録当局、国内 PVP 当局、または CPVO の責任下で構成される欧州共同体での実際の DUS テストには、3 つの原則が適用する。

第 3.5.1 項：DUS テストの実施場所

CPVO は、出願された品種の検査が実施される審査機関について責任を負う。主要な農業種、野菜種、果樹種の DUS 審査施設は多くの国で利用可能であるが、ほとんどの観賞植物種に関しては、利用できる適格審査機関が 1 つしかない。これは、CPVO の PVP システムが発効するよりもかなり前から開発が始まっていたためである。CPVO は、いくつかの審査機関での評価が可能な品種の検査を計画しなければならない場合には、その品種の原産地や育成者の希望など、明確に定義されている一連の基準に基づいて審査機関を選択する。

観賞用品種の EU での DUS テストは、CPVO の認可を受けた研究センターで実施される。ほとんどの観葉植物については試験センターが EU 内に 1 つしかないのだが、それ以外の植物に関しては、出願人は特定の試験センターを希望する旨を CPVO に通知することができる。こうした希望は PVP 出願時に行うことができ、出願書の最後にある「その他（Others）」欄に記入するべきである。CPVO ではこうした希望を尊重する意向であるが、最終的な DUS 試験センターは当該検査期間に提出されている類似品種のすべての出願の評価に基づいて決定される。

欧州における CPVO の DUS テスト施設は以下のとおりである。

名称	WWW
Bundessortenamt	www.bundessortenamt.de
CAO: Central Agricultural Office	www.mgszh.gov.hu/en/
COBORU: Centralny Ośrodek Badania Odmian Roślin Uprawnych	www.coboru.pl
GEVES: Groupe d'Étude et de Contrôle des Variétés et des Semences	www.geves.fr
MAF: Ministry of Agriculture and Food	www.mzh.government.bg/mzh/Home.aspx
NAK: Nederlandse Algemene Keuringsdienst	www.nak.nl
NIAB: National Institute of Agricultural Botany	www.niab.com
SPPS: State Plant Protection Service	www.vaad.gov.lv/english.aspx

DUS テストを実施できる主要植物種の一覧は、以下のとおりである。

植物種別の DUS テスト機関

切り花				
アルストロメリア	NAKTUINBOUW (オランダ)			
アマリリス	NAKTUINBOUW (オランダ)			
カーネーション	NAKTUINBOUW (オランダ)			
キク (geplozen)	NIAB (イギリス)	COBORU (ポーランド)		
キク (tros)	NIAB (イギリス)	COBORU (ポーランド)		
ガーベラ	NAKTUINBOUW (オランダ)	COBORU (ポーランド)		
ユリ	NAKTUINBOUW (オランダ)			
バラ	NAKTUINBOUW (オランダ)	Bundessortenamt (ドイツ)	NIAB (イギリス)	SPPS (ラトビア)
チューリップ	NIAB (イギリス)	GEVES (フランス)		
鉢物				
ペゴニア	Bundessortenamt (ドイツ)			
クリサリドカルпус				
キク	NIAB (イギリス)	COBORU (ポーランド)		
シクラメン	NAKTUINBOUW (オランダ)			
デンドロビウム	NAKTUINBOUW (オランダ)			
ドラセナ	NAKTUINBOUW (オランダ)			
イチジク	NAKTUINBOUW (オランダ)			
ベニウチワ				
グズマニア	NAKTUINBOUW (オランダ)			
ヘデラ	NAKTUINBOUW (オランダ)	NIAB (イギリス)	CAO (ハンガリー)	
苗物				
ツゲ				
イトスギ (小)				
フクシア	Bundessortenamt (ドイツ)			
フウロソウ	NIAB (イギリス)			
アジサイ	GEVES (フランス)			
ラベンダー	GEVES (フランス)	MAF (ベルギー)		
オステオスペルマム	Bundessortenamt (ドイツ)			
ペチュニア	Bundessortenamt (ドイツ)			
ミヤマシキミ	NAKTUINBOUW (オランダ)			
スミレ	NIAB (イギリス)			
低木・宿根類				
ツバキ	NIAB (イギリス)			
バラ	NAKTUINBOUW (オランダ)	Bundessortenamt (ドイツ)	NIAB (イギリス)	SPPS (ラトビア)

一般に、バラ切り花、ユリ、ガーベラ切り花の検査はオランダの NAK Tuinbouw 施設で、キク切り花の検査はイギリスの Cambridge で行われ、庭園植物、鉢バラ、鉢物のほとんどはドイツの Bundes Sorten Amt で検査が行われている。

ほとんどの検査は独立した立場（公的立場を持つものもある）にある組織が実施している。最終的な DUS 評価に対する責任はそうした組織にあり、フランスにおけるトウモロコシの検査のアプローチやオランダにおける野菜の検査のように評価の一部が育成者によって実施される場合もそうである。

保護を得るために提出された品種の審査では、共同体による保護を得るための出願の一環として提出されている品種や出願時点で一般に知られているしかるべき品種との比較が行われる。

^{viii} UPOV; Document TGP/10; Examining Uniformity; 2008

^{ix} UPOV; Document TGP/11; Examining Stability; 2011

^x Jean MAISON; CPVO; Interview

^{xi} Maarten LEUNEN; Royalty Adminstration International; Interview



第 3.5.2 項：検査材料の DUS 要件

検査材料は、CPVO への出願書送付時に入手可能でなければならない。植物種ごとに、次のような点で検査材料の要件が定められている。

数量：

品質：寸法

形式：

無病（要件は植物種によって異なる）

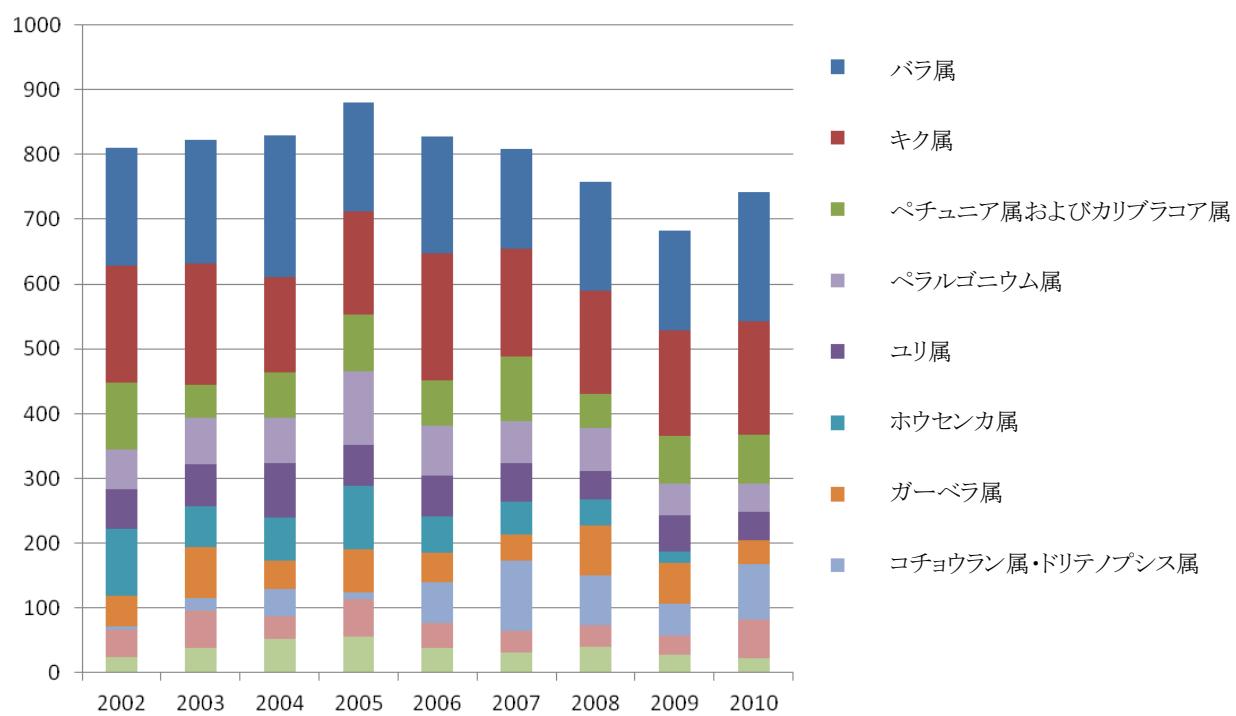
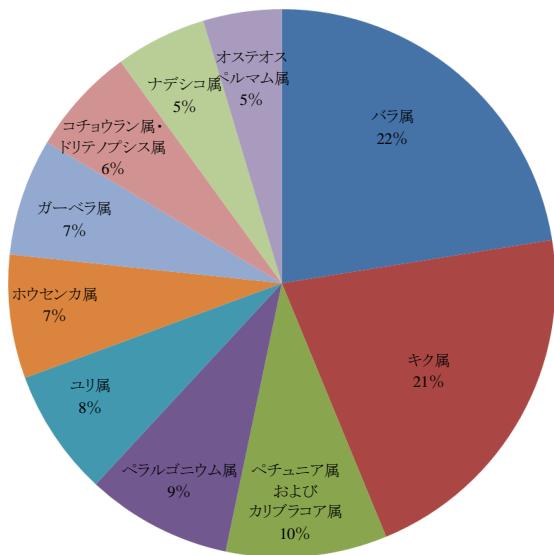
発送時のラベル表示

提出期限日

育成者またはその代理人がすべての要件を満たしていなかった場合、あるいは指定された DUS テスト施設への検査材料の提出が遅れた場合、その出願は却下される。CPVO は審査機関に提出される一定の植物種についてウィルスフリーの植物素材を強く要求しているため、出願人の品種の植物素材がウィルスフリーであるという証明を所管の植物衛生当局から得るまでに長々としたプロセスを経なければならないこともある。そのような場合には、出願人がそうした状況の詳細を記した文書で要請すれば、CPVO により検査材料供給の延期が認められうる。

どのような植物種が出願されているかを知るため、2010年のデータを示す。

登録出願の植物種別内訳（上位10種）

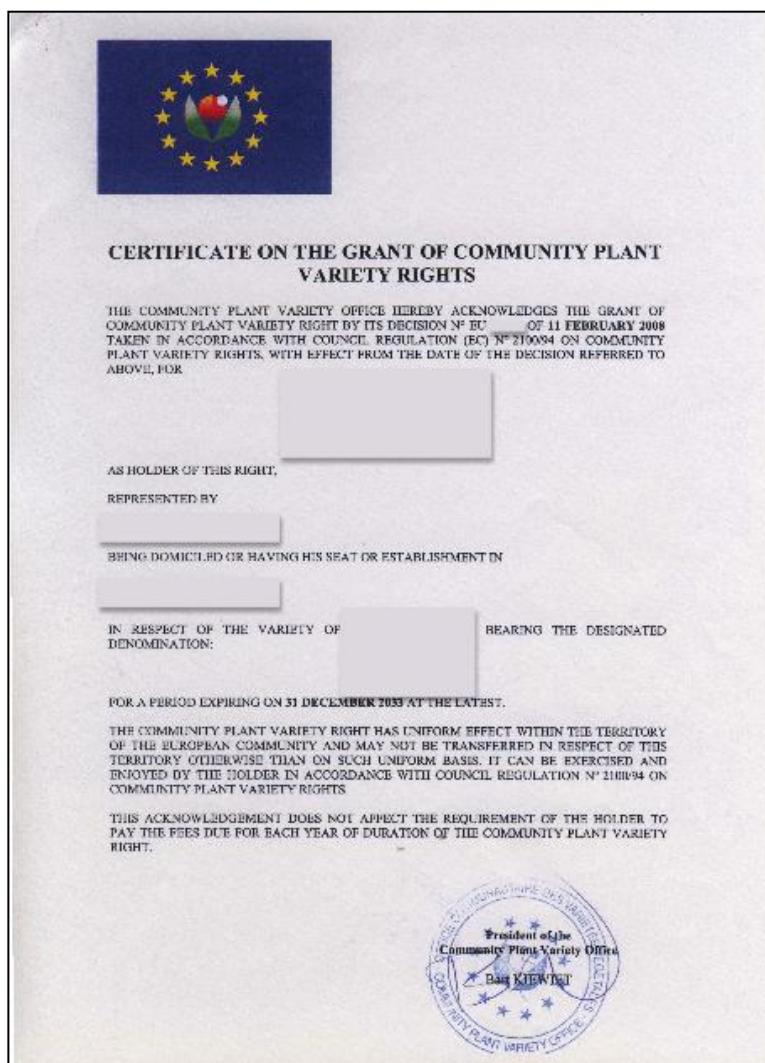


第 3.5.3 項 : DUS の「One key, several doors 原則」

いわゆる戦略的議論の枠組みにおいて、上述のような DUS テストの構造の再検討が行われた。この議論での主な結論は、共同体 PVP システムの枠組みにおいてのみならず、審査機関登録の目的上での DUS テストに関しても、明確に定義された品質要件への適合を、欧洲共同体域内で DUS テストに従事する審査機関の重要な規制手段とすべきだということである。この結論は、関連当局、国家および共同体の審査機関登録当局、ならびに国家および共同体の PVR 当局がいわゆる「one key, several doors (1 つの鍵と複数のドア) 原則」を受け入れるという前提に基づいている。当該の植物種に関する限りにおいては、そうした品質要件を満たしている審査機関の作成した DUS テスト報告書は、審査機関登録および PVP を管轄する共同体および国家のすべての当局で受け入れられることを暗に意味している。審査機関が品質要件を満たしており「受託審査機関」の地位を与えられるかどうかを立証する管轄当局は、CPVO の運営評議会である。この新たな DUS 審査アプローチは 2010 年 1 月 1 日から実施されている。

第 3.6 項 : 権原の付与

肯定的判断を下すのに十分な審査所見が得られ、その他の要件も満たされると CPVO が判断した場合、共同体植物品種権が付与される。こうした付与にあたり、CPVO は、保護の付与を示す証明書ならびに保護品種の正式な詳細記述を掲載した決定書の写しを権原保有者に交付する。共同体植物品種権付与書は下記のとおりである。



第 3.7 項：保護期間

共同体植物品種の保護が与えられる期間は 25 年間、ただし、ブドウ、ジャガイモ、および樹木については 30 年間である。この保護期間は、第 4.6 項で説明する付与日から開始される。

PVP 登録を維持するためには、年間 300 ユーロを納付しなければならない。この年間登録料が支払われなかった場合、当該登録は登録簿から削除され、その品種は PVP の対象から外れる。日本の育成者に代わって登録が行われている場合、これらの事項に関する連絡は CPVO と代理人の間で行われるため、この件に関する問題の有無を日本の育成者がチェックするのは難しい。唯一の可能性は、個々の PVP 登録のログインコードとパスワードを CPVO に請求することである。ログインコードとパスワードがわかれば、実際の状況をインターネットでチェックすることが可能となる。この件に関して何らかの問題が起きた場合には、CPVO と直接連絡を取る（<http://www.cpvo.europa.eu/main/en/home/contact>）ことが、実際の状況について話し合い、問題への対処するための唯一の方法である。

第 3.8 項：不服申立

CPVO による決定に対して起こされた不服申立に関する裁定責任を負う不服審判委員会が設置されている。不服審判委員会は、委員長、その代替者、ならびに審査案件に応じて委員長がリスト（厳格な規制上の手続きに基づいて策定されたもの）から選んだ委員で構成される。不服審判委員会は、CPVO の他の機関とは独立して機能を果たす。

不服審判委員会の裁定に関して、ルクセンブルクにある欧洲司法裁判所に控訴することができる。

第 3.9 項：PVP 保護品種に関して制限される行為

品種構成要素または保護品種の収穫物（以下、いずれも「材料」という）に関する次の行為は、保有者の許諾を必要とするものとする。

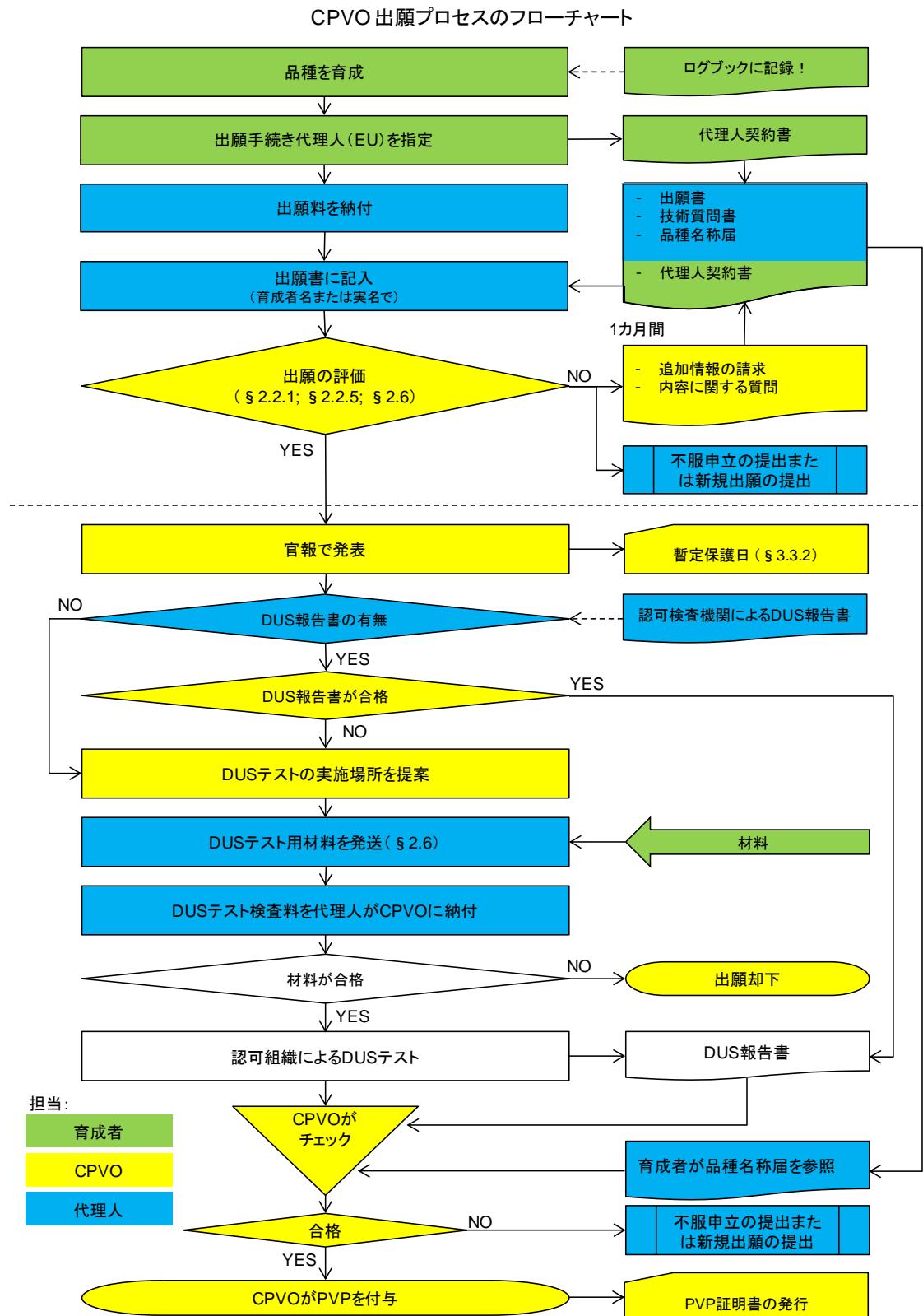
- (a) 生産または再生産（繁殖）
- (b) 増殖のための調整
- (c) 販売の申し出
- (d) 販売その他のマーケティング
- (e) 共同体からの輸出
- (f) 共同体への輸入
- (g) (a)から(f)までに掲げる行為を目的とする貯蔵

保有者は、上記の行為の実施に対する許諾を与えるに当たり、条件および制限を付すことができる。

第 4 章：PVP プロセスに関する情報

本章では、CPVO での PVP 出願プロセスの実際的な詳細情報を示す。PVP プロセスに関する正式な規則や要件については前章で説明したとおりである。本章の目的は、この正式なプロセスから系統的アプローチを理解し、日本の育成者が欧洲で PVP 登録を取得し維持するために取らなければならない行動のフローチャートで説明することである。

第 4.1 項：EU における出願手続きのフローチャート



第 3 章で説明したプロセスに基づいて、PVP 出願に関する上記のフローチャートを作成した。このフローチャートでは、日本の育成者にとって「標準」とみなされる PVP 出願プロセスを中心とした手順を示す。

心線として使用している。右側には、実施／提出しなければならない行動もしくは文書を示している。プロセスの当該部分の担当がわかるように色分けしている。一見してわかるとおり、出願代理人の指定後はプロセスの大半が育成者の手を離れ、育成者は DUS テスト用の材料を提出するだけである。

最初に言及されている文書の 1 つが、育成者の記録するログブックである。育成者は、どのようにしてその品種が得られたかを「証明」できるようにするために、育成プロセスをログブックに記録しておくことが望ましい。PVP 出願書には品種の開発方法を明記しなければならない。その後、このプロセスの過程で CPVO が品種の新規性を確認するためにさらなる詳細情報を求めてくることもある。また、出願に対して他者からの異議申立があった場合にも、当該品種が突然変異や盗作によるものではないことを証明するときにそうした詳細情報が関連しうる。

CPVO からのこうした情報請求があることは稀であるが、ログブックを記録しておくことが推奨される。

第 4.2 項：出願の開始

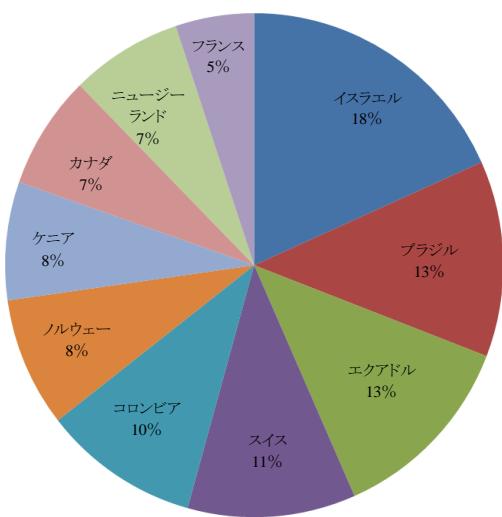
4年間の最終期間の最終日に書類を送付するのは、よい考えではない。CPVOには追加情報を請求する権利があるほか、名称を承認しない可能性もあるためである。出願は、すべての文書が CPVO に承認されて初めて受理される。CPVO によるこの出願受理日をもって、出願が 4 年以内に行われたかどうかが決まる。そのため、出願書類を CPVO に送付した日は関係ないのである。日本の育成者は、すべての手続きを終えられるよう、少なくとも 3 カ月の余裕を持たせることを望ましい。

第 4.3 項：DUS テスト要件

DUS テストは、PVP 登録における基本的な審査であり、すべての育成者に義務づけられている。どの種類の植物についても、CPVO に代わって DUS テストを実施する許可を受けている研究センターが 1 つもしくは複数存在している。場合によっては、CPVO が他機関による DUS テストを受け入れることもある。2006 年から CPVO は日本の農林水産省と技術的審査に関する協力を開始している。その結果、CPVO はペチュニアおよびカリブラコアについての日本の技術報告書を取得することができ、農林水産省も CPVO の同様の技術報告書を取得できることが提案されている。キクおよびスイレンについても、欧州と日本の間での技術的審査の交換を可能にするための検討が実施された。

下記のデータからもわかるとおり、CPVO ではこうした技術的審査の交換が標準的な方法となりつつある。

CPVO が購入した DUS 報告書の国別内訳



CPVO が購入した DUS 報告書の国別内訳

国	件数
イスラエル	473
ブラジル	325
エクアドル	324
スイス	282
コロンビア	262
ノルウェー	215
ケニア	196
カナダ	189
ニュージーランド	187
フランス	132

育成者の要請により PVP 出願プロセス外でいざれかの研究所が DUS テストを実施するのは、効率的であるとは考えられない。NAK Tuinbouw のような組織がこうしたサービスを提供することはできるが、通常、PVP 手続き外でのこうした検査は実施しない。育成者の要請を受けてたとえば NAK Tuinbouw が作成した DUS 報告書は、CPVO での PVP 出願手続きでは承認されないであろう。

第 4.4 項：保護日

CPVO による保護日とは、第 3.1 項で説明した権原の付与が CPVO 評議会により決定された日である。第 3.1 項に加えられている例では、PVP の付与は 2008 年 2 月 11 日付けであるが、出願は 2 年前であった。通常、PVP の付与日までの出願期間は 2 年から 3 年を要する。PVP が付与された場合、その品種が実際に保護されるのは最初の商業販売／出願日からである。この期間（出願から付与までの間）は「ボーナス」保護とみなすことができる。正式な保護期間（25 年間もしくは 30 年間）は PVP 付与日に始まるためである。

第 4.5 項：名称の詳細

出願を受理する前に、提案されている品種名称についての迅速な調査が CPVO によって行われる。最初のチェックは、CPVO の品種登録簿でその名称がすでに使用されていないかどうか、命名基準が満たされているかどうかが確認される。PVP 出願をする育成者のはほとんどは、自社を指す 3 文字から始まる名称を使用している。たとえば、HilverdaKooij 社であれば HIL...から始まる品種を提出している。このように、ある会社によって登録されているすべての品種が公式な品種登録簿でアルファベット順に並ぶことになる。

出願および検査の手続きにおいて、CPVO は、提案されている名称が商標登録簿など他の公式な登録簿で使用されていないかどうかを確認する。いかなる抵触理由もあり得ない（全世界で）固有の名称のみが承認される。CPVO は、商標としても登録されている名称は承認しない。PVP の付与と同時に、CPVO 委員会は品種名称の承認についても決定する。名称に関するこの決定は、PVP 付与と共に出願人に送付される。

PVP と使用されている商品名とを明確に区別するため、育成者は商品名の商標出願をするのが一般的である。そうすれば、植物に対する PVP 権と名称に対する商標権の両方を使用することができます。

通常、品種名称は次のような構成になっている。

学名（属）：	Dianthus sample X.
園芸品種名（1品種に固有）：	Forinstance
商標：	Special

この品種に関する正式な表示では、次のようになる。

作物	品種	商標
<i>Dianthus sample X.</i>	‘Forinstance’	Special®

ラテン語の学名を示すため、この名称はイタリック体で記される。

保護品種の PVP 名称は、‘...’内に記される。

商標で保護されている商品名は、®または™を添えて記される。

CPVOにより承認された品種名称に関する正式な告示は、以下のとおりである。

 EUROPEAN UNION
COMMUNITY PLANT VARIETY OFFICE

DECISION

The competent Committee for determining applications for the grant of Community Plant Variety Rights has decided, pursuant to article 62 of Council Regulation (EC) No 2100/94 (the Regulation), to grant such a right in relation to -

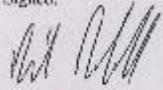
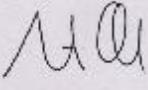
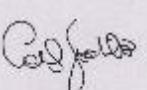
the variety: _____ (Application number: _____)

of species: _____

to: _____
(Applicant) _____

Date: **11 FEBRUARY 2008**

In connection with the grant of this Community Plant Variety Right the Committee has approved, pursuant to article 63 of the Regulation, the variety denomination:

Signed:

Dirk Theohard

Martin Ekvad

Carlos Godinho

Taken under the authority of the President of the Office.



The attention of the applicant is drawn to their possibility to appeal against this decision. Notice of appeal shall be filed by the applicant in writing to the attention of the Community Plant Variety Office within two months of the service of the decision.
The attention of the applicant is drawn to the possibility of an appeal against this decision by a third party to whom it is of direct and individual concern. Notice of such appeal shall be filed in writing to the attention of the Community Plant Variety Office within two months of the publication of the decision.
Appeals are subject to fees.

商標に関する重要な問題の1つは、使用できる名称の入手可能性である。ある商品について農業関係の登録（第31類）で商標が与えられると、商標保有者の（書面による）許可なしには誰もその名称を使用することは許されなくなる。多くの名称が商標により保護されているため、新品種に使用できる商品名を見つけるのはますます困難になっていく。バラやガーベラといった作物では、毎年、数多くの新品種が導入されている。そうして新たに導入された品種のほとんどは5年もすれば消滅してしまうのであるが、商標は、その所有者が更新料を納付している限りは維持される。

Sonia®という名称は、長きにわたって保護されており、有名な切り花用バラ品種に使用されていた。保護期間が終了し、このバラ品種のPVP登録が消滅した後も、育成者は今なお商標を保持している。Soniaという名称を（たとえば）鉢物カーネーションに商業利用するためには、現在も元の商標所有者の許可が要求される。互いに良好な関係にある育成者間では、まったく異なる作物の品種であればそうした付帯的な権利を（有償で）付与するのが一般的である。

第 4.6 項：料金

本項では、CPVO での PVP 出願、審査、維持に関する料金について説明する。

第 4.6.1 項：出願料

CPVO での欧州 PVP の出願料は、900 ユーロである。

出願料の納付は、CPVO への出願書の提出日もしくはそれ以前に行われなければならない。出願時にこの納付が CPVO により受理されていないとみなされた場合、その出願人には受領確認書の中で、その旨が通知され、受領確認書の発行日から 2 週間以内に出願料を納付することが要求される。この 2 週間の期間が経過すると、CPVO は新たな納付請求書を発行する。この新たな納付請求書の発行日から 1 カ月以内に出願料が受領されなかった場合は、出願が放棄されたとみなされる。CPVO での出願料納付に関連する処理を円滑化するため、銀行口座振替用紙には、当該納付額に含まれているすべての出願の名称、植物種、料金の種類（出願料）を必ず明記のこと。銀行口座振替用紙に十分なスペースがない場合は、上記の詳細情報を納付情報（送金人の名前と住所、支払日、ユーロでの支払総額）と共に、E メール (cpvo@cpvo.europa.eu)、ファクシミリ (+33 241 256410)、もしくは下記宛ての郵便により、CPVO に直接送付のこと。

CPVO
BP 10121
FR-49101 Angers
Cedex 02
France

第 4.6.2 項：審査料

審査料は現行の料金規則で固定されている。生育期間ごとに支払うべき審査料は、その品種がどの作物に属するかによって異なり、最低 1,160 ユーロから最高 2,500 ユーロの範囲である。作物群およびそれに関連する費用のリストを以下に示す。審査料は生育期間ごとに納付されなければならない。審査料は、1 品種当たりの審査料の 3 倍を超えることはない。

納付期限：

最初の生育期間： 技術的審査用の材料の受領期限日までに納付しなければならない。遅くともこの日までに納付が受領されなかった場合は審査が進められることに注意。

それ以降の生育期間： 当該期間開始の 1 カ月前。遅くともこの日までに納付が受領されなかった場合には審査が停止されることがあり、その品種の生育シーズンを逸することになるおそれがある。

個々の生育期間について請求書が CPVO から育成者に送付される。

観賞用作物群の審査費用一覧：

- | | | |
|-----|-------------------------------------|-----------|
| 9 | 生体標本収集、温室試験、長期栽培を伴う植物種 | 1,700 ユーロ |
| 9A | 生体標本収集、温室試験、長期栽培、特別な植物衛生条件を伴う植物種 | 2,140 ユーロ |
| 10 | 生体標本収集、温室試験、短期栽培を伴う植物種 | 1,610 ユーロ |
| 11 | 生体標本収集、野外試験、長期栽培を伴う植物種 | 1,430 ユーロ |
| 12 | 生体標本収集、野外試験、短期栽培を伴う植物種 | 1,300 ユーロ |
| 13 | 生体標本収集、温室試験、長期栽培を伴わない植物種 | 1,430 ユーロ |
| 13A | 生体標本収集、温室試験、長期栽培、さらなる増殖ステップを伴わない植物種 | 2,140 ユーロ |
| 14 | 生体標本収集、温室試験、短期栽培を伴わない植物種 | 1,160 ユーロ |
| 15 | 生体標本収集、野外試験、長期栽培を伴わない植物種 | 1,250 ユーロ |
| 16 | 生体標本収集、野外試験、短期栽培を伴わない植物種 | 1,340 ユーロ |
| 17A | 観賞植物、種子増殖品種、野外試験 | 1,450 ユーロ |
| 18A | 観賞植物、種子増殖品種、温室試験 | 2,000 ユーロ |

第 4.6.3 項：報告書取得料

ある品種について過去にいづれかの加盟国で正式な目的により実施された技術的審査の結果報告書を CPVO で利用する場合には、240 ユーロの管理手数料を納付しなければならない。
納付期限： CPVOによる報告書手数料の請求書発行日の30日後

第 4.6.4 項：年間登録料

年間登録料は、1 品種当たり保護期間 1 年間につき 300 ユーロである。
納付期限： 1 年目の年間登録料は、付与日から 60 日以内に納付しなければならない。
それ以降の各年の年間登録料は、付与日の応当日のある月の前暦月 1 日に納付しなければならない。

例： PVP 付与日： 2012 年 4 月 16 日
1 年目の年間登録料の納付期限： 2012 年 6 月 15 日
それ以降の各年：
2 年目の年間登録料の納付期限： 2013 年 3 月 1 日
3 年目の年間登録料の納付期限： 2014 年 3 月 1 日

請求書は、日本の育成者の欧州における出願手続き代理人宛てに CPVO から毎年送付される。

年間登録料は、PVP 期間中の各年に課される。そうした 1 年間は PVP が付与された日の応当日から開始する。

PVP 権の保有者が自己の権利放棄を希望する場合、新たな保護年が始まる前に放棄届が CPVO により受領されなければならない。

上記の例の続き：
権利保有者が 3 年目の保護年の終了をもって当該権利の放棄を希望する場合は、2015 年 4 月 15 日までに放棄届が CPVO に届いていなければならない。

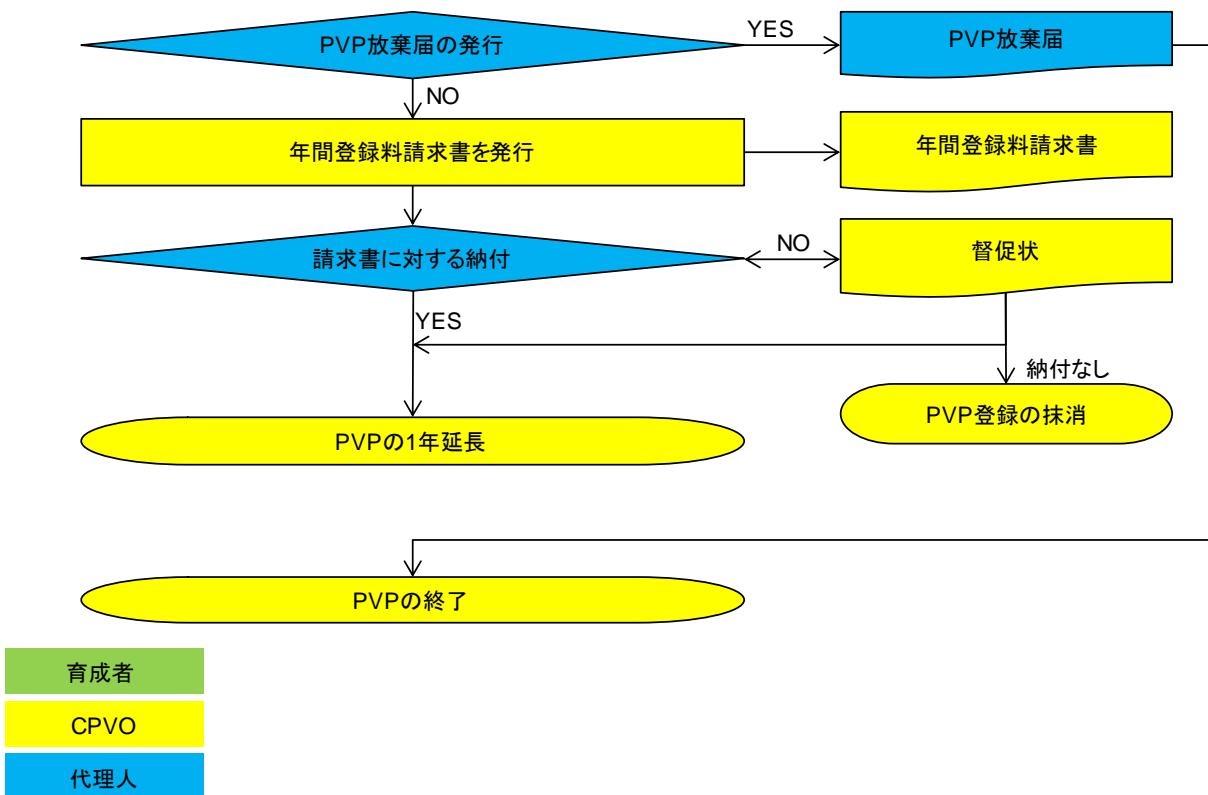
所定の期限までに CPVO への届出がない場合、翌年の登録料を納付しならなくなる。CPVO は、権利の効力を維持するために行われたいかかる納付金も返金しないことに注意のこと。

第 4.7 項：PVP 延長手続き^{xii}

PVP 保有者が PVP 権の放棄を希望する場合は、登録年の終了前に CPVO 事務所に書面で届け出なければならない。書面による放棄が行われていないときは、CPVO は自動的に年間登録料の納付請求書を発行し、代理人に送付する。出願人は、出願書への署名により納付条件に関する CPVO の規則を受諾したこととなっているため、そうした請求書に対する納付を行う義務を負っている。納付しなかった場合、PVP 権が取り消されることにもなる。登録料を納付しない場合、CPVO は未払債務回収のため、他の方法を使用することもありうる。

下記のフローチャートからもわかるとおり、年間登録料の納付に関して育成者と CPVO の間での連絡は行われない。育成者は、自己の代理人と CPVO の間での（自己の保護品種に関する）連絡の状況を確認するためにログインコードを請求することができる。そうすることにより、育成者は請求書等の状況を知ることができる。育成者が、たとえば（PVP 登録の延長を確かめるために）納付状況に関してより詳細な情報を希望する場合は、PVP 登録のファイル番号を明記して CPVO に直接請求することができる。問い合わせ先： E メール: cpvo@cpvo.europa.eu

CPVO のPVP登録延長



第 4.8 項：不服申立の手数料とプロセス

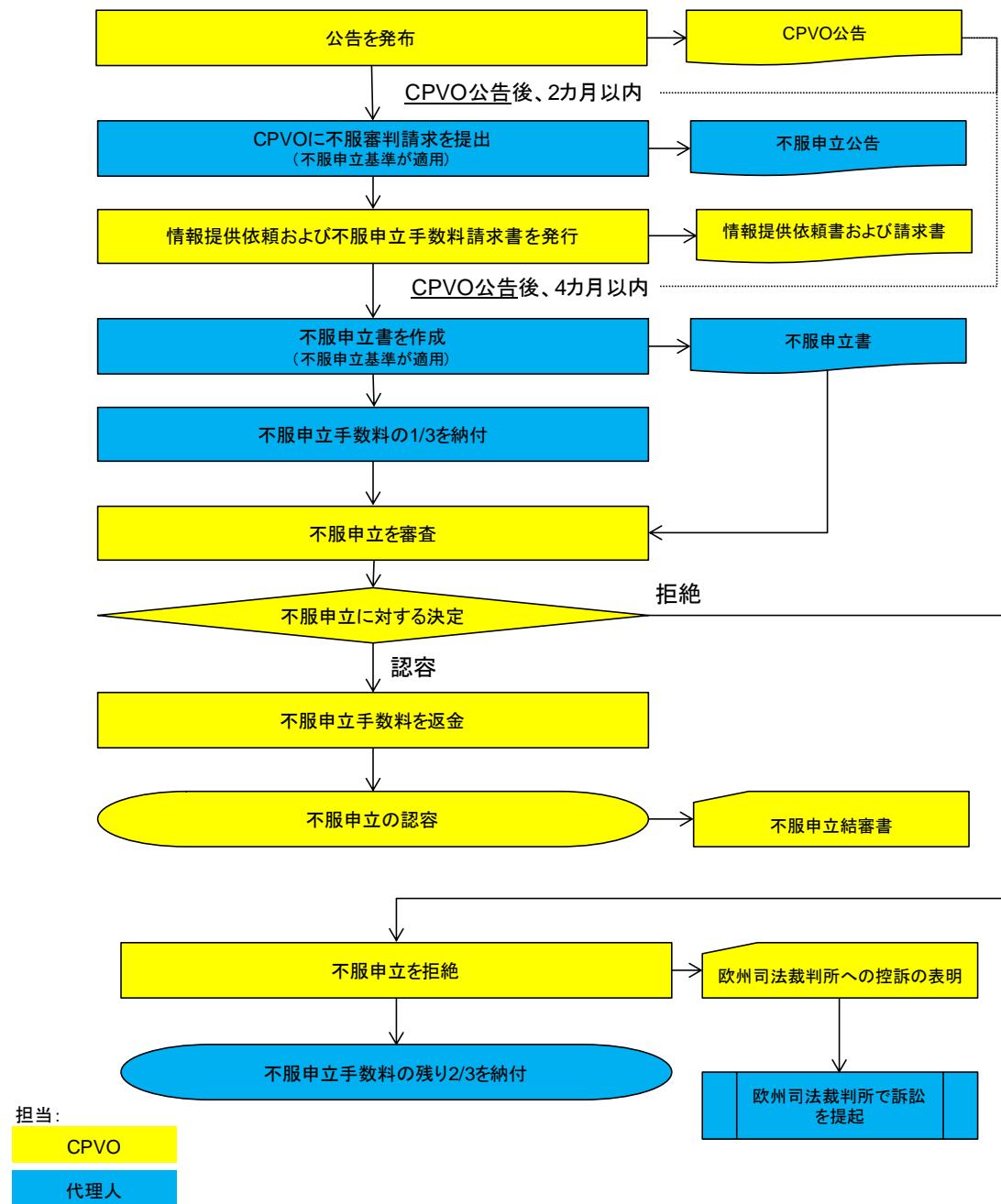
基本的な不服申立手数料は、不服申立 1 件につき 1,500 ユーロである。この不服申立手数料の 3 分の 1 (500 ユーロ) は、CPVO による不服申立受付日に不服申立人により納付される。残り 3 分の 2 は、不服審判委員会への当該事案の付託後 1 カ月以内に CPVO からの要請を受けて納付される。

CPVO の長官命令による中間変更の場合、ならびにそれ以外に不服審判委員会の命令による場合は、その不服申立の認容が当初の決定の時点で入手不能であった事実によるものであるときを除き、不服申立手数料は返金される。

CPVO のいかなる正式決定についても、このプロセスに従って不服申立をすることが可能である。出願人または PVP 品種所有者が CPVO による不服申立審判結果を受け入れない場合には、民事裁判所での訴訟手続きを起こすことが可能となる。

不服申立プロセスがわかるよう、フローチャートを示す。

CPVO不服申立プロセスのフローチャート



第 4.9 項 : CPVO からの情報

第 4.9.1 項 : 出願および PVP の付与に関する連絡

CPVO は、技術的審査用植物素材の提出要件についての出願書ならびに締切日を総合的に出願人に提供するために S2 官報 (<http://www.cpvo.eu/main/en/home/documents-and-publications/official-gazette>) を使用している。S2 官報は、年 6 回、CPVO ウェブサイトにデジタル形式で掲載される。各 S2 は総合版として発表され、S2 の旧版からの修正点がハイライト表示される。CPVO ウェブサイト上でそうした修正点を識別できる検索ツールも用意されている。記録の履歴を確認できるよう、各 S2 は PDF ファイル形式の文書として保存され、ウェブサイト使用者はこれを参考にすることができる。

S2 官報のリストでは、出願に関して最も重要な植物種が示されている。各植物種について、次のような詳細が番号および参照とともに表に示される。

1. 植物種の名称
2. 亜類型
3. 審査料グループ
4. 予測される生育サイクル数
5. 国
6. 審査機関
7. 出願締切日
8. 提出開始
9. 提出終了
10. 種子／植物の量
11. 種子／植物の質

その他の植物種またはその他の詳細情報に関する疑問がある場合は、CPVO (cpvo@cpvo.europa.eu) に問い合わせること。

第 4.9.2 項 : CPVO からの重要な注意事項

- 出願人は、CPVOから書面による提出要求を受領して初めて植物素材を提出することが見込まれる。この指示に従わなかった場合、手続き全体が危うくなる恐れもある。
- 出願人による出願や植物素材の提出が期限の間際にならないようになることが、強く勧められる。
- 出願は、いつでも提出が可能である。CPVOでは、有効な出願が締切日までに受け付けられた場合、締切日後の最初の生育期間に技術的審査を開始することを想定している。
- 植物素材が所定の提出日を過ぎて提出された場合、その出願は、1994年7月27日理事会規則 (EC) 第2100/94号の第61条にしたがって拒絶される可能性がある。
- CPVOが文書の受付を行わない日に提出期限が終了する場合、2009年9月17日欧州委員会規則第874/2009号実施ルールの第71条に従い、提出期限は、それ以降でCPVOが文書の受付を行い、なおかつ普通郵便の配達が行われる最初の日まで延長されるものとする。
- 審査機関が植物素材の受付を行わない日に提出期限が終了する場合、2009年9月17日欧州委員会規則第874/2009号実施ルールの第71条に従い、提出期限は、それ以降で審査機関が植物素材の受付を行う最初の日まで延長されるものとする。
- いかなる植物衛生要件も、関連審査機関への植物素材提出の要求とともに出願人に連絡される。
- 供給される植物素材は、外観が健全で、弱っておらず、重大な害虫や病気による影響を受けていないものにするべき。

第 4.10 項：突然変異

1991 年の UPOV 条約に基づき、品種の PVP 権保有者は、その PVP 保護品種から発見された突然変異の PVP の保有者でもある。この突然変異が世界のどこか他の場所で発見されたとしてもである。ある会社もしくは育成者が（生物学的）技術を使用して意図的にその突然変異を誘発した場合に限り、そうして誘発された突然変異は、その突然変異の「育成者」により所有されるべきであるとみなされる可能性がある。

あるオランダ企業が PVP 品種の元の所有者によって裁判を起こされ、最終的にはそのオランダ企業が突然変異を積極的に誘発させたとして（その品種の元の所有者に突然変異の PVP を付与するのではなく）同企業に当該の突然変異の PVP を付与することが裁判所により確認されたものの、このオランダ企業は、本裁判のために破産した。

もう 1 つの問題は、過去における訴訟理由である。あるバラ品種 X が標準的な UPOV 特性（色、大きさ、長さなど）で PVP 登録された。PVP 出願の試験場所はオランダであった。異なる高度（たとえば赤道付近で高度 1,500 メートル）でのこの品種を生産したある生産者が、花弁の数が PVP 報告書に記されているよりもはるかに多い（約 2 倍）ことを発見した。この「突然変異体」についての PVP が出願され、付与された。花弁の数の違いは出願人による育成または選択によるものではなく生育条件の違いによるものであると証明するのは厳しい法廷闘争であった。

上記の両事案は、育成ログブックを記録しておくのが有益でありうることを示している。

第 4.11 項：日本とオランダの比較

日本もオランダも、その法律および手続きは 1991 年 UPOV 条約に基づいている。したがって、PVP 保護の出願プロセスも PVP 権侵害に対する訴訟の可能性も両国の間で類似しており、このことはいくつかの聞き取り調査でも確認されている。現在、日本は、欧州における PVP 登録に関する CPVO システムに相当するシステムを構築するために他のアジア諸国との協力関係構築を進めている。

第 4.12 項：米国における PVP

EU における PVP 出願では、米国における出願との関係で特に注意すべきである。米国での手続きが異なっているのであるが、それ以上に重要なのは、猶予期間の使い方が異なる点である。

米国での出願では、世界中のいずれかの場所での販売から出願日までの間が 1 年未満でなければならない。その品種が出願の 1 年以上前に世界のどこかで販売されていた場合は、新規性があるとはみなされない。欧州では、新規性についての要件は EU 域内への商業的導入に限定されている。そのため、日本国内での販売が米国における保護に影響することになる。

ただし、植物特許の出願を行う予定であるという仮出願届を米国特許庁に提出することが可能である。この提出は世界のいずれかの場所での商業販売から 1 年以内に行われなければならない。この仮出願届の後、育成者もしくはその代理人が米国特許庁に正式な出願書類を提出するまでに 1 年間の猶予が認められる。

第 4.13 項：質問と事前注意

第 4.13.1 項：植物品種には特許は付与されないので？

本質的に生物学的な方法によって開発された植物品種は PVP で保護するしかない。PVP 登録では、他の登録制度で登録されている名称を使用することはできないため、商標は CPVO で品

種名称として承認されない。PVP が付与された瞬間にその品種名称が公開され、新規性がなくなるため、その品種名称を商標の出願に使用することはできなくなる。

第 4.13.2 項：日本での最初の品種登録から 3 年後に提出された出願は承認されないので？

この質問への回答の根拠は、第 3.1 項で述べられている。
品種に新規性があるとみなされるのは、最初の商業販売から 4 年後までである。
基本的に、関係してくるのは、日本における最初の登録ではなく、日本での登録に基づいた最初の販売日である。日本も、EU と同様に、日本国内での販売について 1 年間の猶予期間を設けている。この 1 年間の猶予期間内に出願を行う日本の育成者は、そうした最初の商業販売日を日本における PVP 出願書に明記することとなる。CPVO は、日本での登録書類に記載されている最初の商業販売日を確認することになる。生産者が EU での出願日の 4 年以上前から日本でその品種を販売していた場合、その品種はもはや新規性があるとはみなされない。EU 域内での販売については、欧州における品種の商業的導入について 1 年間の猶予期間を利用することができる。ただし、新規性の要件に関して世界のいずれかの場所での販売から 4 年間の期間を過ぎないように注意すべきである。米国では、植物特許について世界のいずれかの場所での 1 年間の販売を新規性の限度としており、これは EU や日本よりも厳しいものである。

^{xii} Bart KIEWIET; CPVO; The Community Plant Variety Protection System; 2009